品川区奨学金事務取扱要綱

改正　令和　２年４月　１日　区長決定　要綱第１０１号
制定　平成３０年３月３０日　区長決定　要綱第１３９号

（目的）
第１条　この要綱は、品川区奨学金貸付条例（昭和６１年品川区条例第１３号。以下「条例」という。）および品川区奨学金貸付条例施行規則（昭和６１年品川区規則第８号。以下「規則」という。）に基づき実施する品川区奨学金事業の円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において使用する用語は、条例および規則において使用する用語の例による。

（貸付額）
第３条　奨学金の貸付額は、１万円を単位とする。
２　在学応援資金の貸付けは年度単位で行うものとし、１年度における貸付額は、３０万円を上限とする。

（申請者の経済状況）
第４条　条例第３条第１項第１号および同条第２項第１号に規定する経済的に修学等が困難な者は、保護者１人のみ給与収入がある４人世帯（夫婦および子２人）にあっては年収約９１０万円未満の世帯に属する者とする。
２　経済的に修学等が困難な者であるかの審査は世帯の区市町村民税課税標準額等により行うものとし、基準となる区市町村民税課税標準額等は別に定める。
３　４月または５月に奨学金を申請する場合にあっては、申請があった年度の前年度における区市町村民税課税標準額等により審査する。

（外国人住民の居住状況）
第５条　条例第３条における居住状況について、申請者およびその保護者等が外国籍の場合にあっては、住民票および在留資格により居住状況を確認する。

（生活保護受給者からの申請）
第６条　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に定める被保護者が奨学金を申請する場合にあっては、その使途等について福祉事務所長の意見を区長に提出しなければならない。

（在学応援資金の貸付審査順位等）
第７条　在学応援資金の貸付審査は、奨学金を必要とする理由、家族の状況、家庭の状

況および目標に関係する実績を、別に定める基準により優先順位の高いものから審査を行う。

（在学応援資金の貸付審査）

第８条　在学応援資金の貸付審査は、申請書類の内容、作文および面接による総合評価とする。

２　作文評価は、言語、表現、論理、内容、意見等を評価する。

３　面接評価は、人物、目標、意欲、実現性、学習内容、活動状況等を評価する。

４　第２項および前項の評価は、複数名によって行うこととし、その構成は、品川区奨学金運営委員または区長が認めた者によって行うこととする。

５　区長は、申請書類の内容、第２項の作文評価および第３項の面接評価を用い品川区奨学金運営委員会への諮問、答申を経て奨学生を決定する。

６　面接を受けなかった者については、辞退とみなす。

（入学準備金の貸付審査）

第９条　入学準備金の貸付審査は、申請書類の内容による評価とする。

２　区長は、申請書類の内容による評価を用い品川区奨学金運営委員会への諮問、答申を経て貸付を決定する。

（奨学金の使途報告）

第１０条　奨学金を使用した者は、使途を記載した書面に領収書等支払の事実を確認することができる書面を添付し、区長に提出しなければならない。

（返還免除基準等）

第１１条　在学応援資金の返還金の免除の評価は、申請書類の内容、推薦書および面接による総合評価とする。

２　推薦書評価は、推薦所見、学業成績、出欠状況、活動の記録等を評価する。

３　面接評価は、人物、目標達成度、地域活動の実績等を評価する。

４　第２項および前項の評価は、複数名によって行うこととし、その構成は、品川区奨学金運営委員または区長が認めた者によって行うこととする。

５　区長は、申請書の内容、第２項の推薦書評価および第３項の面接評価を用い品川区奨学金運営委員会への諮問、答申を経て免除内容を決定する。

（委任）

第１２条　この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付　　則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

付　　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。